

平成21年4月7日  
機 構 長 裁 定

## 人間文化研究機構男女共同参画委員会設置要項

### (趣旨)

第1条 人間文化研究機構（以下「機構」という。）における男女共同参画の推進を図るため、機構会議のもとに専門委員会として男女共同参画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長が指名する理事 1名
- (2) 機構長が指名する機構本部事務系職員 2名
- (3) 各機関より推薦された研究教育職員 各1名
- (4) 各機関より推薦された事務系職員 各1名
- (5) その他機構長が必要と認めた者

### (任務)

第3条 委員会の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 機構本部及び各機関における男女共同参画の実態を調査・把握すること。
- (2) 他大学等の男女共同参画への取り組み状況を調査・把握すること。
- (3) 機構の男女共同参画推進の素案を策定すること。
- (4) その他男女共同参画に関すること

### (任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、担当理事とし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障のあるときはその職務を代行する。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本部事務局総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成21年4月7日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年5月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。